(ウ) 北緯一三五度一三分一五秒
東経一三二度三〇分五二秒
(エ) 北緯一三四度〇〇分一六秒
東経一三二度五九分五二秒
(オ) 北緯一三四度〇〇分一五秒
東経一三一度二二分三八秒
(カ) 北緯一三四度〇七分三三秒
東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月三十一日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十一月十一日（予備、同月十二日及び同月十三日）の〇六〇〇から一九〇〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域
実施艦等　自衛艦七隻

○防衛省告示第二百十六号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

防衛大臣　江渡　聡徳

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）（平成二十六年防衛省告示第百十七号）	平成二十六年七月一日から同年十一月五日まで	平成二十六年十一月六日から平成二十七年二月五日まで
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）（平成二十六年防衛省告示第百八十四号）	平成二十六年十月十七日から同年十一月十三日まで	平成二十六年十一月十四日から平成二十七年二月十三日まで

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月三十一日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十一月十一日（予備、同月十二日及び同月十三日）の〇六〇〇から一九〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域
実施艦等　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

議案提出
十月二十九日議員から提出した議案は次のとおりである。
北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎外五名提出）

議案受領
十月二十九日参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。
サイバーセキュリティ基本法案
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案

参議院

議案付託
十月二十九日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二一号）　厚生労働委員会に付託

議案送付
十月二十九日次の議案を衆議院に送付した。
サイバーセキュリティ基本法案（第百八十六回国会衆議院提出本院継続審査）
また、同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第百八十六回国会提出衆議院送付本院継続審査）

質問主意書提出
十月二十九日議員から次の質問主意書が提出された。
空き家対策に関する質問主意書（江口克彦提出）（第四七号）
TPP協定交渉に係る各種文書の政府保有状況及び内容に関する質問主意書（徳永エリ提出）（第四八号）

質問主意書転送
十月二十九日次の質問主意書を内閣に転送した。
保育所での子育てに関する質問主意書（櫻井充提出）（第四三号）
靖国神社の例大祭への勅使の参向に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第四四号）
ギャンブル依存症に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第四五号）
下水道処理施設及びマンホールポンプ場から発生する沈砂に関する質問主意書（小見山幸治提出）（第四六号）

人事異動

内閣

法務大臣秘書官に任命する
法務大臣秘書官　櫻井　真希
経済産業大臣秘書官　福田　健
願に依り本官を免ずる（各通）（以上十月二十一日）
石川　幸子
簡易裁判所判事に任命する（十月二十五日）
国務大臣　田中　哲郎
内閣府特命担当大臣甘利明帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる
特命全権大使　塩崎　恭久
同　城田安紀夫
願に依り本官を免ずる（各通）
井上　進
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　松岡　正樹
内閣官房エボラ出血熱対策室長を兼ねて命ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　佐々木裕介
（同）同　檜垣　重臣
（同）同　山田　安秀
内閣官房エボラ出血熱対策室参事官を兼ねて命ずる（各通）（以上十月二十八日）

原子力防災会議事務局

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　中井徳太郎
原子力防災会議事務局付の併任を解除する
（内閣官房副長官補付）同　平井　興宣
原子力防災会議事務局次長に併任する
（同）同　山本　哲也
原子力防災会議事務局審議官に併任する
（同）同　池田　克彦
原子力防災会議事務局次長の併任を解除する
（同）同　平井　興宣
原子力防災会議事務局審議官の併任を解除する
（同）同　杉本　孝信
原子力防災会議事務局参事官に併任する
（同）同　前川　之則
原子力防災会議事務局参事官の併任を解除する
（以上十月二十七日）